

大学コンソーシアム佐賀に関する包括協定書

佐賀大学、西九州大学、九州龍谷短期大学、佐賀女子短期大学、佐賀短期大学及び放送大学佐賀学習センター（以下「構成大学等」という。）は、それぞれの大学等における教育・研究等の特色を尊重し、相互に連携・協力することで、教育・研究の質的向上に資するとともに、地域社会の振興へ貢献することを目的とするコンソーシアムの設置のために、次の事項について合意に達したのでここに協定書を取り交わす。

- 第1 構成大学等は、上記の目的を達成するために、大学コンソーシアム佐賀（以下「コンソーシアム」という。）を結成する。
- 第2 コンソーシアムの事業運営に係る重要事項を協議するため、運営協議会を設置する。運営協議会に関する必要な事項は、別に定める。
- 第3 コンソーシアムの事業内容は、構成大学等との協議によって決定する。
- 第4 構成大学等は、コンソーシアムの事業を通じ、それぞれの特色を生かし、相互の連携を図るものとする。
- 第5 本組織の推進に必要な事業費は、構成大学等の協議によって、別に定める。

この協定の締結の証として、協定書6通を作成し、各大学長等が署名の上、各自1通を保有する。

平成19年12月18日

佐賀大学長

長谷川照

九州龍谷短期大学長

貞松征夫

佐賀短期大学長

福元裕二

西九州大学長

福元裕二

佐賀女子短期大学長

高島忠平

放送大学佐賀学習センター所長

小島孝之